

理事	松田 長敏	広島市安佐北区可部南二丁目6番22号	重任
理事	有末 憲司	広島市安佐北区可部南一丁目22番31号	重任
理事	高本 英夫	広島市安佐北区可部南五丁目11番15号	重任
理事	山田 郁夫	広島市安佐北区可部南四丁目10番42-1号	重任
監事	藤原 實	広島市安佐北区可部南一丁目29番46-7号	重任
監事	栗栖 正伸	広島市安佐北区可部南一丁目7番2号	重任

2 就任の事由及び任期

(1) 就任の事由

土地改良法第18条により任期満了に伴い、総会において選挙の結果による。

(2) 任期

平成27年4月29日から平成31年4月28日まで

広島市告示第453号

平成27年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社デ ンタルレス キューサー ビス	れすきゅう 居宅介護支 援事業所	広島市中区東 白島町2番1 3号喜代ビル 1F	平成27年 8月31日	居宅介護支 援

広島市告示第454号

平成27年8月31日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示第455号

平成27年8月31日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農

林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示（中区）第163号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第164号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第165号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第166号

平成27年8月4日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第167号

平成27年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第168号

平成27年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第169号

平成27年8月10日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第170号

平成27年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第171号

平成27年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第172号

平成27年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第173号

平成27年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第174号

平成27年8月19日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第175号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第176号

平成27年8月21日

新白鳥駅B自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第177号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第178号

平成27年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第179号

平成27年8月25日

相生自転車等駐車場、富士見町第二自転車等駐車場、基町自転車等駐車場、小町第二自転車等駐車場及び新白鳥駅B自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第180号

平成27年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第181号

平成27年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第182号

平成27年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第183号

平成27年8月28日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第184号

平成27年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第77号

平成27年8月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保

管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第78号**

平成27年8月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第79号

平成27年8月17日

次の道路区域外の敷地を廃止します。

その関係図面は、平成27年8月17日から当年9月1日ま
で、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供し
ます。

広島市長 松井一實

区分	所在	地番	面積 (㎡)
公衆用道路	東区温品三丁目	2656番2	1.94

~~~~~  
**広島市告示（東区）第80号**

平成27年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第81号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第82号**

平成27年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第83号

平成27年8月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5
号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧
に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成27年8月26日
- 3 道路の位置 広島市東区中山中町902番1・902番2
の一部・903番4の一部・903番5の一
部・905番の一部・907番の一部・90
8番の一部・909番1の一部
- 4 幅 員 5.2～6.4メートル
- 5 延 長 77.35メートル

~~~~~  
**広島市告示（東区）第84号**

平成27年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第104号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第105号**

平成27年8月4日

広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第五駐輪場内に、長期  
間駐車されていた下記の自転車等については、8月3日に広島市

西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第106号

平成27年8月5日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成18年6月30日付けで認可した向洋中町町内会について、下記のとおり告示事項の変更があったので告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 中野 鉄雄 (広島市南区向洋中町1番10号) vs 田頭 國昭 (広島市南区向洋中町8番17号)

2 変更のあった年月日

平成27年4月18日

広島市告示(南区)第107号

平成27年8月5日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成12年7月24日付けで認可した向洋本町町内会について、下記のとおり告示事項の変更があったので告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 広島市南区向洋中町1番16号 vs 広島市南区向洋本町1番1号

2 変更のあった年月日

平成27年4月26日

広島市告示(南区)第108号

平成27年8月5日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成11年8月3日付けで認可した向洋大原町町内会について、下記のとおり告示事項の変更があったので告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 広島市南区向洋大原町3番14号 vs 広島市南区向洋大原町1番12号

2 代表者の氏名及び住所

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 流田 清寛 (広島市南区向洋大原町3番14号) vs 東 邦英 (広島市南区向洋大原町1番12号)

3 変更のあった年月日

平成27年4月5日

広島市告示(南区)第109号

平成27年8月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第110号

平成27年8月11日

天神川南自転車等駐車場及び青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第111号

平成27年8月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告知します。

その関係図面は、平成27年8月17日から8月31日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Row 1: 市道, 南4区225号線, 南区旭一丁目1306番9地先から南区旭一丁目1306番9地先まで, 旧, 2.91~3.90m, 0.80m. Row 2: 新, 2.91~4.70m, 0.80m.

広島市告示(南区)第112号

平成27年8月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月17日から8月31日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                               | 供用開始の期日    |
|-------|----------|--------------------------------------|------------|
| 市道    | 南4区225号線 | 南区旭一丁目1306番9地先から<br>南区旭一丁目1306番9地先まで | 平成27年8月17日 |

広島市告示(南区)第113号

平成27年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第114号

平成27年8月18日

広島駅南口第二駐輪場及び稲荷町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第115号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第116号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第117号

平成27年8月21日

天神川南自転車等駐車場及び青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第118号

平成27年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第119号

平成27年8月24日

広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第120号

平成27年8月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月25日から9月8日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日    |
|-------|----------|----------------------------------------|------------|
| 市道    | 南1区108号線 | 南区南蟹屋二丁目735番3地先から<br>南区南蟹屋二丁目735番3地先まで | 平成27年8月25日 |

広島市告示(南区)第121号

平成27年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第122号

平成27年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第123号

平成27年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第124号

平成27年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第87号

平成27年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第88号

平成27年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第89号

平成27年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第90号

平成27年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第91号

平成27年8月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第92号

平成27年8月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月26日から同年9月8日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長        |
|-------|-----------|------------------------------------------|-----|-----------------------------|--------------|
| 市道    | 西5区草津鈴が峰線 | 西区井口一丁目1679番地6地先から<br>西区井口一丁目1679番地5地先まで | 旧   | メートル<br>26.00<br>～<br>38.00 | メートル<br>8.40 |
|       |           |                                          | 新   | メートル<br>26.00<br>～<br>38.40 | メートル<br>8.40 |

広島市告示(西区)第93号

平成27年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第94号

平成27年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第95号

平成27年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第85号

平成27年8月4日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により屋外広告物を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松井一實

- 1 屋外広告物を除却した日  
平成27年7月29日
- 2 屋外広告物を除却した場所  
安佐南区内
- 3 除却した屋外広告物の種類及び数量  
立看板 5
- 4 保管を開始した日  
平成27年7月29日
- 5 保管している場所及び返還手続きを行う場所  
広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
電話082-831-4948
- 6 返還手続きを行う日時  
月曜日～金曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日及び8月6日を除く。)  
午前9時から午後4時まで

広島市告示(安佐南区)第86号

平成27年8月4日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年8月4日から平成27年8月18日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等            | 所在(起点及び終点)                              |
|----|-----------------|-----------------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区1409号里道の一部 | 安佐南区東野二丁目576番地先から<br>安佐南区東野二丁目578番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第87号

平成27年8月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 申請者  
広島県知事 湯崎 英彦
- 2 一団地の名称  
県営緑丘第三住宅
- 3 一団地の区域  
広島市安佐南区八木三丁目の3027番2, 3032番, 3033番, 3035番, 3036番1, 3036番2, 3036番7, 3036番8, 3036番9, 甲3037番2, 甲3037番3, 乙3037番, 3037番4, 3038番, 3039番, 3039番2, 3041番, 3041番2, 6055番1, 6055番5, 乙6055番, 6058番2, 6060番2, 6061番, 6061番2, 6062番及び6064番1
- 4 認定番号  
第H27認定通知広島市建50001号
- 5 認定年月日  
平成27年8月11日

広島市告示(安佐南区)第88号

平成27年8月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第15号
- 2 指定年月日 平成27年8月11日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区山本四丁目の1575番の2の一部及び1575番2の地先水路



4 幅員及び延長 幅員 5.00m  
延長 35.00m

広島市告示(安佐南区)第89号  
平成27年8月13日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年7月31日及び同年8月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第90号  
平成27年8月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第16号
- 2 指定年月日 平成27年8月25日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴中央二丁目の3229番1の一部、3229番2の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 20.07m

広島市告示(安佐南区)第91号  
平成27年8月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第17号
- 2 指定年月日 平成27年8月31日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内三丁目784番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.52m  
延長 29.86m

広島市告示(安佐南区)第92号  
平成27年8月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第18号
- 2 指定年月日 平成27年8月31日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井四丁目3459番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 34.95m

広島市告示(安佐南区)第93号  
平成27年8月31日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月31日から同年9月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                             | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|------------|--------------------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南1区270号線 | 広島市安佐南区川内六丁目213番地5地先から<br>広島市安佐南区川内六丁目213番地3地先まで | 旧   | 1.90<br>～<br>2.30 | 25.70 |
|       |            |                                                  | 新   | 3.00<br>～<br>3.00 |       |

広島市告示(安佐南区)第94号  
平成27年8月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月31日から同年9月14日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                             | 供用開始の期日    |
|-------|------------|--------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南1区270号線 | 広島市安佐南区川内六丁目213番地5地先から<br>広島市安佐南区川内六丁目213番地3地先まで | 平成27年8月31日 |

広島市告示(安佐北区)第126号  
平成27年8月12日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月12日から同月26日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|--------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北3区141号線 | 安佐北区可部五丁目1307番6地先から<br>安佐北区可部五丁目1309番5地先まで | 旧   | 3.00<br>～<br>4.50  | 35.00    |
|       |            |                                            | 新   | 3.50<br>～<br>15.60 |          |

広島市告示(安佐北区)第127号

平成27年8月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月12日から同月26日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日    |
|-------|------------|--------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北3区141号線 | 安佐北区可部五丁目1307番6地先から<br>安佐北区可部五丁目1309番5地先まで | 平成27年8月26日 |

広島市告示(安佐北区)第128号

平成27年8月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第129号

平成27年8月21日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口北側駐輪場、中島駅駐輪場、玖村駅駐輪場、中深川駅駐輪場、狩留家駅駐輪場及び白木山駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第59号

平成27年8月5日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の46第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 解除を受けた区分任出納員  
安芸区役所市民部市民課 嘱託員 俵 昭憲  
(区役所時間外受付窓口)
- 解除させた事務  
広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号、第16号に規定する手数料の収納
- 解除年月日  
平成27年7月31日

広島市告示(安芸区)第60号

平成27年8月5日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の46第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた区分任出納員  
安芸区役所市民部市民課 日直員 寺崎 明子  
(区役所時間外受付窓口)
- 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20条)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 委任年月日  
平成27年8月1日
- 委任期間  
平成27年8月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第61号

平成27年8月7日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第62号

平成27年8月10日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自